平成２８年（フ）第２０３号
栃木県宇都宮市清原台４丁目25番25号　アミーハイツⅡ202号、前住所栃木県さくら市葛城925番地２
破産者　さくら創建こと　石垣　信行（旧姓長井）
１　決定年月日　平成28年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２１５号
栃木県下都賀郡壬生町大字藤井1893番地１
破産者　株式会社ピュアハウス
１　決定年月日　平成28年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２１６号
栃木県下都賀郡壬生町大字藤井1671番地12
破産者　栃木　　功
１　決定年月日　平成28年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３４４号
栃木県日光市森友1079番地11
破産者　有限会社アイエヌジー
１　決定年月日　平成28年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３４５号
栃木県日光市板橋3293番地285
破産者　小野　充哉
１　決定年月日　平成28年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４３号
佐賀県小城市三日月町樋口1427番地
破産者　株式会社エーテックス
１　決定年月日　平成28年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１９０号
群馬県前橋市下大屋町269番地２
破産者　株式会社アズ
１　決定年月日　平成28年11月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１４６０号
神奈川県藤沢市葛原2500番地の１
破産者　株式会社ワイエスエー
１　決定年月日　平成28年11月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２７年（フ）第１６２４号
福岡市中央区天神４丁目４番１号、商業登記簿上の本店所在地福岡市博多区冷泉町８番24号
破産者　株式会社タカサゴ
１　決定年月日　平成28年11月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７１号
広島市西区南観音７丁目10番４号
破産者　株式会社ユータック
１　決定年月日　平成28年11月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５４号
北海道北見市留辺蘂町温根湯温泉228番地６
破産者　有限会社モノ・フーズ
１　決定年月日　平成28年11月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第９３５号
横浜市神奈川区中丸19番地
破産者　株式会社ケイ・プロダクツ
１　決定年月日　平成28年11月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９３６号
横浜市神奈川区中丸19番地
破産者　株式会社インフア
１　決定年月日　平成28年11月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第９５号
福岡県太宰府市連歌屋２丁目13番15号
破産者　大谷　孝久
１　決定年月日　平成28年11月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６２５号
福岡市中央区平尾４丁目21番28号
破産者　小代　邦子
１　決定年月日　平成28年11月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０７号
福岡市中央区桜坂１丁目４番１―301号
破産者　荒木　祥平
１　決定年月日　平成28年11月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８２０号
札幌市清田区平岡公園東８丁目11番２号
破産者　佐々木　徹
１　決定年月日　平成28年11月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３２号
茨城県稲敷郡河内町生板91番地２
破産者　井原　敏行
１　決定年月日　平成28年11月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第５号
京都府舞鶴市字竹屋39番地
破産者　碓井　康允
１　決定年月日　平成28年11月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係